

証券コード7183

2024年6月6日

(電子提供措置の開始日

2024年5月30日)

株 主 各 位

東京都品川区東品川四丁目12番4号

あんしん保証株式会社

代表取締役社長 雨 坂 甲

## 第22回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のご下記ウェブサイトにて「第22回 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、ページ中段の「株主総会関連資料」よりご覧ください。

当社ウェブサイト (<https://anshin-gs.co.jp/ir-library/>)



また、上記のほか、インターネット上のご下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日(木曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月20日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲3階ROOM4・5

### 3. 目的事項

#### 報告事項

第22期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

**第3号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件

**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

#### 【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます (<https://anshin-gs.co.jp/>)。
  - ・事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
  - ・体調がすぐれない株主様におかれましては、事前の行使を推奨いたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

## 議決権行使についてのご案内

### 郵送による議決権行使



**行使期限** 2024年6月20日（木曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

なお、同封の個人情報保護シールをご利用ください。

### インターネットによる議決権行使



**行使期限** 2024年6月20日（木曜日）午後6時まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

**議決権行使ウェブサイトアドレス**<https://www.web54.net>

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、一回に限り、議決権行使コード及びパスワードの入力を省略いただけます。

- 株主総会にご出席いただく場合は、同封の議決権行使書用紙を右片と切り離さずに会場受付へご提出ください。

## パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

### ⚠ 注意事項

#### ● 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2024年6月20日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### ● パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以 上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかに回復しているものの、金融資本市場の変動や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。さらに令和6年能登半島地震の経済への影響にも留意する必要がありました。

賃貸住宅市場におきましては、令和5年度の新設住宅着工戸数が前年度比7.0%の減少となり前年に続けての減少となる中、貸家着工件数は前年度比2.0%の減少となり、3年ぶりに減少となりました。(国土交通省総合政策局建設経済統計調査室発表：建築着工統計調査報告 令和5年度計)

このような事業環境のもと、当社は、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくために、新たな企業価値創造に向けてより一層の挑戦を続け、これまでに打ち出した様々な施策を定着させるべく、以下の取り組みを実施してまいりました。

営業活動につきましては、未稼働加盟店を中心に積極的な営業に注力した結果、加盟店契約数、保証件数及び保証残高は前年に引続き、堅調に増加いたしました。また、請求自動化をはじめとする既存の各種WEB機能の利用率向上に向けてIT化推進に努めてまいりました。債権管理面につきましては、初期未収対応人員の確保によって回収体制の見直しを図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、営業収益4,842,004千円(前期比7.7%増)、営業利益439,279千円(前期比23.1%減)、経常利益551,069千円(前期比18.7%減)、税引前当期純利益550,699千円(前期比18.7%減)、当期純利益373,618千円(前期比20.8%減)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は52,527千円であり、その主なものは、サーバー更新及びWEB開発に伴うもの等であります。

- ・ 工具、器具及び備品： 35,125千円
- ・ ソフトウェア： 17,402千円

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくために、以下の施策を対処すべき課題として取り組んでまいります。

##### ① 営業について

既存のクレジットカード会社提携商品の販売強化に注力するとともに、利益率水準の維持、加盟店の新規開拓、未稼働加盟店のメイン利用を促進し、収益拡大を図ってまいります。また、新たなクレジットカード提携商品の販売強化に向けて営業人員を増強し、営業展開を図ってまいります。

##### ② 債権管理について

求償債権比率の抑制を図るため、現状の回収方法・手法の見直し、弁護士をはじめとする外部委託業者の活用や回収業務支援システムの有効活用等により、回収体制の強化に努めてまいります。

##### ③ DX推進について

各種電子機能の拡充、利用促進に努め、不動産管理業界や社内の業務オペレーション効率化、コスト削減を図ってまいります。

##### ④ 人材の確保と育成について

人材の確保に向けて既存の採用手法の見直し実施、従業員の定着率向上を実現するべく、中長期の視点で人材育成を図り、就業環境の整備、体制強化に努めてまいります。

##### ⑤ 内部統制について

持続可能な企業活動を実現するべく、社内規程の再整備、更なるガバナンス強化に向けた内部監査手法の再構築やリスクマネジメントの強化を図ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	第19期 2021年3月期	第20期 2022年3月期	第21期 2023年3月期	第22期 (当事業年度) 2024年3月期
営 業 収 益 (千円)	3,946,730	4,130,357	4,497,713	4,842,004
経 常 利 益 (千円)	799,866	587,704	677,471	551,069
当 期 純 利 益 (千円)	541,742	400,809	471,700	373,618
1株当たり当期純利益 (円)	30.14	22.30	26.24	21.42
総 資 産 (千円)	6,271,533	8,066,168	9,474,368	11,112,521
純 資 産 (千円)	2,941,253	1,749,074	2,165,805	2,324,419
1株当たり純資産額 (円)	163.25	97.00	120.24	133.57

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を除き千円単位を切り捨てて表示しております。
2. 消費税等の会計処理については、第20期の期首より「収益認識会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等適用により税抜方式を採用しているため、第20期、第21期及び第22期の営業収益には消費税等は含まれておりません。第19期については、税込方式を採用しておりますが、非課税につき営業収益には消費税等が含まれておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

家賃債務保証事業

(8) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

本	社	東京都品川区				
札	幌	支	店	札幌市中央区		
仙	台	支	店	仙台市青葉区		
新	潟	支	店	新潟市中央区		
さ	い	た	ま	支	店	さいたま市大宮区
東	京	支	店	東京都品川区		
名	古	屋	支	店	名古屋市中区	
大	阪	支	店	大阪市北区		
岡	山	支	店	岡山市北区		
福	岡	支	店	福岡市博多区		
沖	縄	支	店	沖縄県那覇市		

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
152名	2名増	34.5歳	5.7年

(注) 1. 使用人数には、出向社員 1名、嘱託社員 11名、パート社員 10名を含んでおります。

2. 平均年齢・平均勤続年数には、嘱託社員、パート社員、出向受入者が含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	500,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 63,288,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,976,600株 (自己株式605,212株を含む)
- (3) 株主数 3,628名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
アイフル株式会社	6,408,000株	36.89%
雨坂甲	1,963,800株	11.30%
小川秀男	544,400株	3.13%
MSIP CLIENT SECURITIES	490,300株	2.82%
高橋誠一	463,500株	2.67%
吉田知広	400,400株	2.30%
正岡重信	378,800株	2.18%
AG キャピタル株式会社	378,000株	2.18%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	363,500株	2.09%
政岡土地株式会社	308,700株	1.78%

(注) 当社は、自己株式605,212株を保有しておりますが、大株主からは除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における役員の保有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人又は子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
雨坂 甲	代表取締役社長	社長執行役員 管理部担当 コンプライアンス部担当 システム部担当
関原 昌浩	常務取締役	常務執行役員 債権管理部担当 営業部担当
佐藤 正之	取締役	アイフル株式会社代表取締役専務執行役員 ライフカード株式会社取締役執行役員
大川 馨一郎	取締役	アイフル株式会社 取締役監査等委員 ライフカード株式会社 監査役
海原 範隆	取締役 (常勤監査等委員)	
村上 寛	取締役 (監査等委員)	弁護士法人大江橋法律事務所 東京事務所 パートナー
神蔵 重明	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 村上寛氏、神蔵重明氏は、社外取締役であります。
2. 金融機関での長年の管理職経験、当社での取締役としての経験があり業務管理に精通していることを当社に生かすことが期待されることから、海原範隆氏を常勤監査等委員に選定しております。
3. 当社は、社外取締役である村上寛氏、神蔵重明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を役員、執行役員及び管理職等の従業員とした役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険の保険料は、すべて当社で負担しており、被保険者である役員、執行役員及び管理職等の従業員による負担はありません。補償の内容は、法律上の損害賠償金、訴訟費用等としております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めております。

当社の役員報酬は継続的な企業価値の向上及び企業競争力を強化するため、優秀な人材の確保を可能とする水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された会社法第361条に定める確定報酬額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、会社の業績、職務執行の成果・実績といった貢献に応じて評価を行い、報酬ランク表に基づき決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された会社法第361条に定める確定報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議をもって各監査等委員が受ける報酬を決定しております。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬については、株主総会の決議で、取締役（監査等委員である取締役を除く）の年間報酬総額の上限を2億円、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を3千万円としております。（株主総会決議日：2015年6月18日）当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

定款では、取締役の員数は10名以内、うち監査等委員である取締役の員数は5名以内と規定しております。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長である雨坂 甲氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当部門の成果の評価を踏まえた基本報酬の額としております。この権限を委任した理由は、各取締役の担当部門の成果を把握し、その成果を反映した評価を実施するにあたり適任と判断したことによります。

取締役会は、その権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、二次評価者として人事委員会を設置しております。上記の委任を受けた代表取締役社長は、人事委員会との協議にて報酬の具体的な内容を決定し、決定された報酬の額は監査等委員会で確認しております。監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬は、固定報酬のみであります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事委員会や監査等委員会の答申や意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	51,788	51,788	—	—	2
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	18,865 (9,113)	18,865 (9,113)	—	—	3 (2)

(注) 期末現在の人員数は、取締役4名、取締役(監査等委員)3名であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役村上寛氏は、弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所のパートナーであります。弁護士法人大江橋法律事務所は、当社と特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	村 上 寛	当事業年度に開催された取締役会には15回中14回、また、監査等委員会には13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	神 蔵 重 明	当事業年度に開催された取締役会には15回中15回、また、監査等委員会には13回中13回出席し、主に警察OBとしての専門的見地及び警察組織関係会社で経営者として培ったガバナンスに対する知見から、必要に応じ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いています。

### ③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会に出席して、自らの知見に基づき、経営の方針や改善等の重要な事項について、意見を述べ、意思決定に参加することで経営の監督を行いました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の状況

ひびき監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,400千円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同上の規定に従い、監査等委員全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1)業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

あんしん保証株式会社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的と認識している。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役及び各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
  - ・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理態勢等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
  - ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
  - ・法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保する。
  - ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティ及び管理・保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
  - ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
  - ・取締役会の効率性及び適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。
  - ・執行役員制度を導入し、責任範囲と決裁手続きを明確にして、取締役の職務の効率化を確保する。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。
  - ・監査等委員会を補助する使用人の異動については監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議において監査等委員が意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が適切に対応できる体制を整える。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を整える。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
  - ・ 各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をした場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
  - ・ 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
  - ・ 監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築に関する基本方針」の運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンス規程・インサイダー取引防止規程及び細則・特定個人情報等の適切な取扱いに関する基本方針・個人情報関連規程・回収管理細則等、コンプライアンス諸規程は、整備運用されており、法令及び社内規程違反が発覚した際、トラブル事案処理規程・顛末書及びオペレーションミス記録簿記載マニュアルに基づき改善策とともに報告書を作成、コンプライアンス部が検証しております。  
顛末書事案に関しては、取締役会に報告、懲戒処分基準に則し、賞罰会議で処分決定後、当事者・管理者に伝達しております。
  - ・コンプライアンス部が内部監査を担当し、結果はワークフローにて常勤取締役に報告しております。また、監査等委員会に報告する体制は、整備運用されております。
  - ・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、社内通報制度規程に則った報告や各取締役の相互牽制による取締役会の運営がされております。また、監査等委員会の事務局はコンプライアンス部が行い、情報を密にする体制は整備運用されております。
  - ・社内通報制度規程が制定されており、コンプライアンス部が臨店検査の際に改めて説明しております。
  - ・反社会的勢力に対する基本方針を宣言し、当社ホームページ及び各拠点に掲示しております。警視庁の幹部OBを社外取締役（監査等委員）及び顧問に、警察OBを調査役として招いております。また、暴追センターに加入し、反社会的勢力に関するデータを適切に取得し、審査等の取引に活用する体制が整備運用されております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 文書管理規程及び取締役会規程に基づき株主総会議事録・取締役会議事録その他規程に定める文書を管理・保管する体制が整備運用されております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ リスク管理委員会は、半期に一度のペースで開催するという規程に基づき適正に実施され、議論や報告がなされております。
  - ・ 大規模自然災害発生時の訓練、及びIT基幹システム障害時の訓練を毎年計画し、実施しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会は、月1回開催され、必要に応じ臨時取締役会も開催されております。経営上の重要な項目については、規程に基づき適正に担当役員から上程、議論の結果取締役会において、意思決定されております。各取締役の職務についても、職務権限に基づきワークフローによる承認、重要会議への出席等を通じ、部下に指示や指導がなされ議事録等が提出されており、また確認されております。
  - ・ 取締役会規程が整備されており、適正に運用がなされております。
  - ・ 意思決定と業務執行の迅速化及び監督機能と執行機能の分離強化を目的として執行役員制度を導入し、業務分掌及び権限を定め業務を委嘱しております。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができ、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないことを監査等委員会規程で定めております。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役会をはじめとする重要な会議に監査等委員が出席し、必要に応じ意見を述べ説明を求め、使用人が報告する体制は取られており、議事録等に記録されております。
  - ・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、不祥事件に関する規程及び社内通報制度規程に則りコンプライアンス部に報告がなされる体制が整備されており、コンプライアンス部は監査等委員会に報告する体制になっております。
  - ・財務報告に係る内部統制の状況は、コンプライアンス部が整備・運用を評価した結果を監査等委員会に適宜報告しております。また、内部監査部門の活動は、コンプライアンス部が監査等委員会に適宜報告しております。
  - ・稟議書及び報告書等、ワークフローの決裁を監査等委員は閲覧できる体制になっております。
  - ・通報者の保護は社内規程において明文化されており、公正な調査を実施し、通報者の不利益とならない体制としております。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・四半期毎に三様監査が実施され、また、会計監査人から必要に応じて説明を受ける体制が整備され、決算担当部門である管理部担当役員が同席し運用されていることを確認しております。
  - ・常勤監査等委員を中心に顛末書事案や監査結果報告等を通じ、不正等を未然に防止する対策を議論する環境が整っており、場合によっては指示がなされております。
  - ・常勤監査等委員を中心に日々の業務について不明な点は、適宜説明を求めることがなされております。また、定期的に取り締役から業務執行状況の報告を受けております。

---

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>9,864,836</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>8,782,701</b>
現金及び預金	1,211,549	短期借入金	500,000
営業未収入金	608,816	営業未払金	317,411
求償債権	2,010,828	未払金	73,324
収納代行立替金	6,691,990	未払費用	33,120
前払費用	35,807	未払法人税等	161,038
その他	23,380	収納代行預り金	4,542,678
貸倒引当金	△717,535	預り金	14,806
		契約負債	2,953,385
<b>【固定資産】</b>	<b>1,247,684</b>	賞与引当金	80,172
<b>有形固定資産</b>	<b>68,736</b>	保証履行引当金	78,856
建物	35,953	その他	27,907
工具、器具及び備品	30,156	<b>【固定負債】</b>	<b>5,400</b>
土地	2,627	その他	5,400
<b>無形固定資産</b>	<b>129,564</b>	<b>負債合計</b>	<b>8,788,101</b>
ソフトウェア	99,836	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア仮勘定	28,475	<b>【株主資本】</b>	<b>2,320,052</b>
その他	1,252	資本金	680,942
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,049,383</b>	資本剰余金	435,942
投資有価証券	605	資本準備金	435,942
長期前払費用	3,336	<b>利益剰余金</b>	<b>1,364,157</b>
繰延税金資産	972,731	その他利益剰余金	1,364,157
その他	72,710	繰越利益剰余金	1,364,157
		<b>自己株式</b>	<b>△160,990</b>
		【評価・換算差額等】	174
		その他有価証券評価差額金	174
		<b>【新株予約権】</b>	<b>4,191</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,324,419</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,112,521</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,112,521</b>

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

## 損 益 計 算 書

自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 営 業 収 益		4,842,004
II. 営 業 費 用		4,402,725
営 業 利 益		439,279
III. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
受 取 配 当 金	11	
受 取 遅 延 損 害 金	99,937	
償 却 債 権 取 立 益	29,118	
助 成 金 収 入	570	
そ の 他	5,595	135,249
IV. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,113	
自 己 株 式 取 得 費 用	3,219	
そ の 他	126	23,459
経 常 利 益		551,069
V. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	370	370
税 引 前 当 期 純 利 益		550,699
法人税、住民税及び事業税		261,815
法 人 税 等 調 整 額		△84,734
当 期 純 利 益		373,618

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

## 株主資本等変動計算書

自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	680,942	435,942	1,044,468	△33	2,161,320
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△53,929	—	△53,929
当期純利益	—	—	373,618	—	373,618
自己株式の取得	—	—	—	△160,956	△160,956
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	319,689	△160,956	158,732
当期末残高	680,942	435,942	1,364,157	△160,990	2,320,052

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 有 評	他 証 券 金 額 差 額		
当期首残高		143	4,341	2,165,805
当期変動額				
剰余金の配当		—	—	△53,929
当期純利益		—	—	373,618
自己株式の取得		—	—	△160,956
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		31	△149	△118
当期変動額合計		31	△149	158,614
当期末残高		174	4,191	2,324,419

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純株式等以外のもの 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりです。

建 物 3年～47年

工具器具備品 5年～20年

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 …… 定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。

② 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料、更新保証料及び月額保証料とに区分されております。

初回保証料及び更新保証料については、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、家賃債務保証サービスを顧客に提供した時の経過に応じて、平均入居期間等に基づいて収益を認識する方法によっております。月額保証料については、一時点において履行義務を充足する取引であり、家賃債務保証サービスを顧客に提供した時点で、収益を認識する方法によっております。

(5) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

① 貸倒引当金 717,535千円

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。将来、顧客の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の積み増し又は貸倒損失が発生する可能性があります。

② 保証履行引当金 78,856千円

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。将来、顧客の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の積み増しが発生する可能性があります。

### 3. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額 39,089千円

#### (2) 保証債務

債務保証額 (月額) 17,979,059千円 ※ 1

再保証額 697,333千円 ※ 2

保証履行引当金 △78,856千円

差引額 18,597,536千円

※ 1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

※ 2 ライフカード株式会社による債務保証 (賃借人の一定期間の未収家賃等に対するもの) について再保証を行っております。

#### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 27,224千円

短期金銭債務 2,345千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 (支出分) 6,781千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,976,600株	—	—	17,976,600株

### (2) 自己株式の総数に関する事項

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 605,212株

### (3) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

事業年度の末日において発行している新株予約権の数 84個

当該新株予約権の目的となる普通株式の数 25,200株

### (4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	53,929	3.00	2023年 3月31日	2023年 6月19日

### (5) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 52,114千円

② 1株当たり配当額 3.00円

③ 基準日 2024年3月31日

④ 効力発生日 2024年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

### 繰延税金資産

契約負債否認	904,326千円
保証履行引当金繰入超過額	24,145千円
賞与引当金繰入超過額	28,086千円
未払事業税	9,222千円
減価償却超過額	4,491千円
その他	6,301千円
小計	976,574千円
評価性引当額	△3,765千円
繰延税金資産合計	972,809千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△77千円
繰延税金負債合計	△77千円
繰延税金資産の純額	972,731千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、資金運用については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、営業未収入金、収納代行立替金、営業未払金、短期借入金及び収納代行預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	605	605	—
(2) 求償債権 貸倒引当金(※)	2,010,828 △658,633		
	1,352,194	1,352,194	—
資産計	1,352,799	1,352,799	—

(※) 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	605	—	—	605
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	605	—	—	605

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
求償債権	—	—	1,352,194	1,352,194
資産計	—	—	1,352,194	1,352,194

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

求償債権

求償債権の時価については、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	アイフル 株式 会社	(被所有) 直接	出向者の受入 (注1)	業務の委託 (注2)	615	未払金	133
		間接 2.2%		出向料の支払	5,325		
その他の関係 会社の子会社	ライフ カード 株式 会社	なし	業務提携契約 (注3) 債務の保証 (注4) 代位弁済 (注4) 立替家賃の 回収委託	業務の提携 包括債務 保証契約 包括債務 保証契約 立替家賃 の回収	762,276 697,333 409,686 346,070	— — — 収納代行 立替金	— — — 27,224

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 出向負担金の支払額については、職級に応じた人件費を基準として決定しております。

(注2) 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(注3) ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(注4) ライフカード株式会社による債務保証（賃借人の一定期間の未収家賃等に対するもの）について再保証及び代位弁済を行っております。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	営業収益
初回保証料	1,968,944
更新保証料	1,343,533
月額保証料	1,493,748
その他	35,777
顧客との契約から生じる収益	4,842,004
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,842,004

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

家賃債務保証事業

当社では、家賃債務保証事業において、日本国内の顧客に対して、主として初回保証料契約、更新保証料契約及び月額保証料契約の締結を行っております。

履行義務の充足時点については、初回保証料及び更新保証料に関しては家賃債務保証の履行義務を充足するにつれて、平均入居期間等の一定の期間にわたり収益を認識しております。これは、当該期間の経過が家賃債務保証契約の履行に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。また、月額保証料に関しては、家賃債務保証の履行義務を充足した時に、一時点で収益を認識しております。これは、当該時点が家賃債務保証契約の履行に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

家賃債務保証事業に関する取引の対価は、家賃債務保証契約締結後、概ね2か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、家賃債務保証事業において、支払条件に基づき顧客から受け取った初回保証料又は更新保証料の履行義務の未充足部分に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,173,975千円であります。また、当事業年度において、契約負債が265,974千円増加した主な理由は、契約締結に伴う未履行義務の増加によるものであります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	2,274,306
1年超	679,079
合計	2,953,385

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 133円57銭
- (2) 1株当たり当期純利益 21円42銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

あんしん保証株式会社  
取締役会 御中

ひびき 監 査 法 人

東京事務所

代 表 社 員 公 認 会 計 士 岡 田 博 憲  
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 梶 山 嘉 洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あんしん保証株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な相違の兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人及び監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

あんしん保証株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 海原 範隆 ㊞  
監査等委員 村上 寛 ㊞  
監査等委員 神蔵 重明 ㊞

(注) 監査等委員 村上 寛及び神蔵 重明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針及び株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金3円00銭 総額52,114,164円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月24日

## 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件

定款第20条第1項の規定により、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名は、本總會終結の時をもって全員任期満了となりますので、これに伴い、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名、また、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を増員することとし、新任の取締役(監査等委員である取締役を除く) 1名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く) 候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あめ さか まさる 雨 坂 甲 (1958年12月19日生)	2002年12月 当社取締役 2005年12月 当社代表取締役社長 2018年5月 当社代表取締役社長営業部管掌 コンプライアンス部担当 2019年6月 当社代表取締役社長営業部担当 コンプライアンス部担当 2021年1月 当社代表取締役社長コンプライ アンス部担当 2021年10月 当社代表取締役社長社長執行役 員コンプライアンス部担当 カスタマーセンター担当 2022年6月 当社代表取締役社長社長執行役 員管理部担当 営業部担当 コンプライアンス部担当 2023年6月 当社代表取締役社長社長執行役 員管理部担当 コンプライアンス部担当 システム部担当 (現在に至る)	1,963,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	いとう よしひで 伊藤 義英 (1973年2月21日生)	<p>1994年4月 アイフル株式会社入社</p> <p>2007年4月 同社博多支店長</p> <p>2011年7月 同社法人管理部長</p> <p>2012年8月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社 (現 AGキャピタル株式会社) 投資管理部長</p> <p>2016年1月 上海三秀融資租賃有限公司 総経理</p> <p>2020年11月 アイフルメディカルファイナンス株式会社 (現 AGメディカル株式会社) 常務取締役 兼 アイフルビジネスファイナンス株式会社 (現 AGビジネスサポート株式会社) 取締役</p> <p>2023年8月 当社顧問 兼 AGメディカル株式会社 常務取締役 兼 AGビジネスサポート株式会社 取締役 兼 AG住まいるリースバック株式会社 常務取締役</p> <p>2024年4月 当社顧問 兼 アイフル株式会社 執行役員 兼 AGメディカル株式会社取締役 兼 AGビジネスサポート株式会社取締役 兼 AG住まいるリースバック株式会社取締役 (現在に至る)</p>	0株
3	せき はら まさひろ 関原 昌浩 (1963年8月12日生)	<p>1983年10月 アイフル株式会社入社</p> <p>1994年4月 同社東日本3課長</p> <p>2009年9月 同社管理本部支配人</p> <p>2012年7月 同社内部監査部長</p> <p>2017年7月 同社管理推進部長</p> <p>2019年4月 当社顧問</p> <p>2019年6月 当社取締役債権管理部担当</p> <p>2021年10月 当社取締役執行役員債権管理部担当</p> <p>2022年6月 当社取締役執行役員債権管理部担当 システム部担当</p> <p>2023年6月 当社常務取締役常務執行役員債権管理部担当 営業部担当 (現在に至る)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	さとう まさゆき 佐藤正之 (1957年9月9日生)	1982年8月 アイフル株式会社入社 2010年4月 同社取締役常務執行役員 2010年6月 当社取締役（現在に至る） 2011年6月 アイフル株式会社取締役 専務執行役員 2012年6月 ライフカード株式会社取締役執行役員（現在に至る） 2014年6月 アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員（現在に至る） [重要な兼職の状況] ライフカード株式会社取締役執行役員 アイフル株式会社代表取締役専務執行役員	0株
5	おおかわ けいいちろう 大川馨一郎 (1964年10月30日生)	1990年8月 アイフル株式会社入社 2006年4月 同社 財務部長 2006年10月 同社 カウンセリングセンター 東日本 センター部長 2008年4月 同社 保証事業部長 2011年7月 アイフル株式会社 保証事業部長 兼 ライフカード株式会社 保証営業部長 2017年4月 ライフカード株式会社 営業第 三部長 2022年6月 当社取締役（現在に至る） 2023年6月 アイフル株式会社 取締役監査等 委員 兼 ライフカード株式会社 監査役（現在に至る） [重要な兼職の状況] アイフル株式会社取締役監査等委員 ライフカード株式会社監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間で特別な利害関係はありません。
2. 候補者伊藤義英氏は新任の取締役候補者であります。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、2024年3月31日時点における株式の数を記載しています。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。佐藤正之氏、大川馨一郎氏が監査等委員でない取締役として再任された場合は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

定款第20条第2項の規定により、現在の監査等委員である取締役1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、任期満了前に辞任する取締役は1名となります。

これに伴い、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、岩下悦男氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役候補者であります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">いち かわ じゅん や 市川 順也 (1973年3月19日生)</p>	<p>1995年 9月 アイフル株式会社入社  2006年 4月 アイフル株式会社 グループ監  査室 課長補佐  2007年 6月 アイフル株式会社 グループ監  査室 課長補佐 兼 ニュー・  フロンティア・パートナーズ株  式会社 (現AGキャピタル株式  会社) 監査役 兼 アストライ  債権回収株式会社 (現AG債権  回収株式会社) 監査役 兼 ビ  ジネクス株式会社 (現AGビ  ジネスサポート株式会社) 監査  役  2007年12月 アイフル株式会社 監査役室  課長補佐 兼 ニュー・フロン  ティア・パートナーズ株式会社  (現AGキャピタル株式会社) 監  査役 兼 アストライ債権回収  株式会社 (現AG債権回収株式  会社) 監査役 兼 ビジネクス  ト株式会社 (現AGビジネスサ  ポート株式会社) 監査役 兼  賃貸あんしん保証株式会社 (現  あんしん保証株式会社) 監査役  アイフル株式会社 監査等委員  会室 課長補佐 兼 ニュー・  フロンティア・パートナーズ株  式会社 (現AGキャピタル株式  会社) 監査役  兼 アストライ債権回収株式会  社 (現AG債権回収株式会社)  監査役 兼 ビジネクス株式  会社 (現AGビジネスサポート  株式会社) 監査役  2018年 4月 ライフカード株式会社 業務セ  ンターカードセンター課 係長  2019年 7月 すみしんライフカード株式会社  人事・総務部 部長  2022年 4月 ライフカード株式会社 ブラン  ド推進部ブランド推進課 課長  補佐  2022年10月 ライフカード株式会社 業務セ  ンター業務管理課 係長  2024年 4月 当社コンプライアンス部 顧問  (現在に至る)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	いわしたえつお 岩下悦男 (1960年1月16日生)	1978年4月 警視庁入庁 1999年3月 玉川警察署 警部 2017年8月 町田警察署長 警視正 2019年2月 警視長 2021年12月 当社顧問 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、2024年3月31日時点における株式の数を記載しています。
3. 市川順也氏が監査等委員である取締役として選任した理由は、過去他社にて監査役としての経験があり、その知見を当社に生かすことが期待されるからであります。  
岩下悦男氏が監査等委員である社外取締役として選任した理由は、警察組織で培った豊富な経験と知見を当社に生かすことが期待されるからであります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。市川順也氏、岩下悦男氏が監査等委員である取締役として選任された場合は、両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 岩下悦男氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、岩下悦男氏の選任が承認された場合は、独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である候補者は次のとおりであります。

また、赤羽根茂氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の補欠の監査等委員である候補者であります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
あかばねしげる 赤羽根茂 (1977年9月29日生)	2002年4月 アイフル株式会社入社 2010年11月 同社 内部監査部内部監査課 2015年4月 同社 コンプライアンス部営業 コンプライアンス推進室 2017年10月 同社 営業推進部営業推進課 課長補佐 2019年4月 同社 カウンセリングセンター 2課 係長 2020年4月 同社 管理推進部管理推進課 課長補佐 2021年10月 AGミライバライ株式会社(現 AGペイメントサービス株式会 社) コンプライアンス課 課長補佐 2023年10月 アイフル株式会社 監査等委員 会室 課長補佐 (現在に至る)	0株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 候補者の所有する当社株式の数は、2024年3月31日時点における株式の数を記載しています。
- 赤羽根茂氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 赤羽根茂氏を補欠の監査等委員である社外取締役として選任した理由は、他社で監査の業務に精通していることを当社に生かすことが期待されるからであります。
- 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。赤羽根茂氏が監査等委員である取締役として就任した場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。赤羽根茂氏が監査等委員である取締役として就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 【本定時株主総会後の各取締役のスキル・経験】

当社取締役会が果たしていくべき監督機能を継続的に向上させることを目的に、取締役が保有する多様なスキルをマトリックス化し、以下のとおり開示します。

氏名	地位、担当等（予定）	スキル・経験								
		企業 経営	営業	与 信 マーケティング	財務 会計	法 務 リスク管理	IT・ DX	人材 開発	海外事業 (グローバル)	多様性
雨坂 甲	代表取締役社長 社長執行役員	●	●	●	●	●	●	●		●
伊藤 義英	専務取締役 専務執行役員	●	●	●	●	●	●	●	●	●
関原 昌浩	常務取締役 常務執行役員	●	●	●			●			
佐藤 正之	取締役	●	●	●	●		●	●	●	
大川 馨一郎	取締役		●	●						
市川 順也	取締役 監査等委員		●							
村上 寛	取締役 監査等委員 (社外)					●				●
岩下 悦男	取締役 監査等委員 (社外)					●				●

【各スキルの概要（各経験・専門性の選定の理由）】

項目	説明
企業経営	自社（子会社含む）及び他社において、業務執行取締役に就任したことがあり、企業経営について知見・経験を有すると認められる者。
営業	ターゲティングやセグメンテーション、プレゼンテーションにより営業力を発揮し、顧客基盤の拡大を図る知見・経験を有すると認められる者。
与信/マーケティング	金融の本質である「与信」の専門的知識・経験を有し、データ分析に基づくマーケティングにより、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
財務会計	財務・会計に関する専門性を有する。又は、公認会計士や税理士資格を有しており、財務・会計に関して、知見・経験を有する者。
法務/リスク管理	法律・リスクマネジメントに関する専門性を有する。又は、弁護士資格を有しており、法律・コンプライアンスに関して、知見・経験を有する者。
IT・DX	ITデジタル分野・DX・情報システムに関する専門的知識を有し、新たなサービス提供や事業構造を改革し、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有する者。
人材開発	人事労務に関する専門性を有し、経営資源である社員の適性配置、人材育成、ダイバーシティ、働き方等に関する知見・経験を有すると認められる者。
海外事業 (グローバル)	海外事業展開の経験、海外子会社の役員経験、又は海外赴任の経験があり、グローバル環境でのマネジメントの知見・経験を有する者。
多様性	学識（弁護士資格・博士号など）、官公庁の重要ポスト、性別、国際性など、多様なバックグラウンド、経験を有すると認められる者。

以上

# 第22回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲1-3-7八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサル八重洲3階ROOM4・5



## 交通のご案内

「日本橋駅」A7出口 直結（東西線・銀座線・浅草線）

「東京駅」八重洲北口徒歩5分（JR線・丸の内線）

（お願い）

※会場へは地下1階より、エレベーターで3階へお越しください。

※受付は3階ROOM4でいたしております。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**UD**  
**FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。